

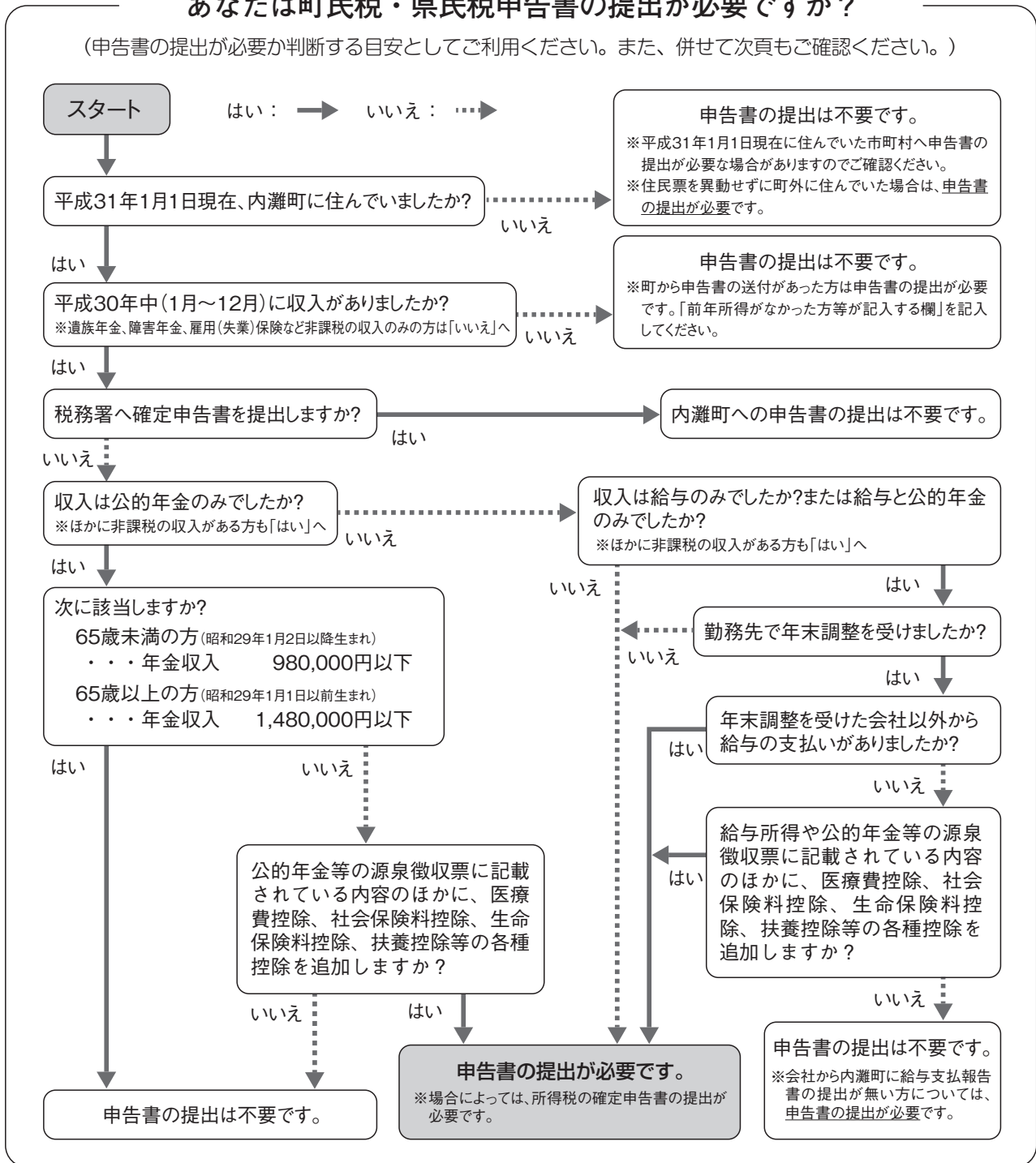
平成31年度分 町民税・県民税申告の手引

毎年、町民税・県民税の申告にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成31年度分の申告について、以下の図により申告書の提出が必要かご確認ください。申告書の提出が必要な方は、この手引を参考に申告書を記入し、ご提出くださいますようお願いいたします。

あなたは町民税・県民税申告書の提出が必要ですか？

(申告書の提出が必要か判断する目安としてご利用ください。また、併せて次頁もご確認ください。)



申告書の提出期間は平成31年2月18日(月)から同年3月15日(金)までです

申告書の提出先およびお問い合わせ先

〒920-0292 河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 内灘町 総務部 税務課
TEL(076) 286-6706

申告書の提出が必要な方

平成31年1月1日現在、内灘町に居住している方は申告書の提出が必要です。

※ただし、次の(1)～(3)に該当する方は除きます。

- (1) 税務署に所得税の確定申告書を提出された方
- (2) 平成30年中1ヶ所から給与の支払いを受けている方で、その支払者から内灘町に給与支払報告書が提出されている方（提出の有無は勤務先へ確認してください）
- (3) 平成30年中の収入が公的年金のみの方で、その支払者から内灘町に公的年金等支払報告書が提出されている方

※平成30年中無収入であった方は、申告書表面の「前年所得のなかった方等が記入する欄」にご記入ください。申告していただくことにより、国民健康保険税・介護保険料等の算定、公営住宅申請・児童扶養手当申請等に係る諸証明に必要な資料となります。

《注意事項》

なお、公的年金等に係る所得のみの方でも、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除や寄附金税額控除を受けようとする場合は、申告書の提出が必要です。

前年中の所得が給与と所得のみの方でも、雑損控除、医療費控除あるいは寄附金税額控除を受けようとする場合は、申告書の提出が必要です。

申告書の提出方法

<郵送で提出>

申告書に必要事項を記入のうえ、押印し、源泉徴収票や控除証明書等の添付書類を同封して郵送してください。郵送での申告については、記入された内容についてお電話で確認させていただく場合がありますので、電話番号の欄は必ずご記入ください。

<窓口で提出>

申告書に必要事項を記入し、添付書類をご持参のうえ、内灘町役場へご来庁ください。例年、申告会場はたいへん混み合うため、申告書を自分で記入した方は郵送での提出をおすすめします。

申告に必要なもの

1. 平成31年度分 町民税・県民税申告書
 2. 印鑑
 3. 個人番号確認書類
 4. 本人身元確認書類
 5. 所得の証明書等
- } 詳しくは本頁の下部をご確認ください。
- 給与所得者は源泉徴収票または事業主からの給与支払証明書
 - 事業所得者および不動産所有者は収支明細書（帳簿類）
6. 社会保険料および生命保険料控除、地震保険料控除のある方は、その控除証明書
 7. 医療費控除のある方は、医療費等の領収書から作成した医療費控除の明細書、医療保険者から交付を受けた医療費通知（平成32年度分申告までは医療費控除の明細書を作成せず医療費等の領収書の添付または提示によることもできます。）
 8. 医療費控除の特例のある方は、セルフメディケーション税制の明細書、「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類
 9. 雑損控除のある方は、損害額を証明できる書類等、補てんされる保険金の明細書
 10. 寄附金税額控除のある方は、寄附先の団体から発行される領収書または寄附金受領証明書
 11. 障害者控除のある方は、障害者手帳、障害者控除対象者認定書等の証明書

※いずれも平成30年1月1日～同年12月31日までの分が対象となります。

申告書には個人番号の記載が必要です。窓口にて申告書を提出する際には以下の①と②を持参してください。また、郵送にて申告書を提出する際にはコピーを同封してください。

- ① 個人番号確認書類（個人番号カード（うら面）、通知カード等）

+

- ② 本人身元確認書類（個人番号カード（おもて面）、運転免許証、パスポート等）

申告書の記載例

提出用

平成31年度分 町民税・県民税申告書

内灘町長 あて 提出年月日 ○年○月○日

表

現住所	内灘町字大学1丁目2番地1	業種又は職業	会社員
1月1日現在の住所	同上	電話番号	076-286-6706
フリガナ	ウチナダ タロウ	個人番号	
氏名	内灘 太郎	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
生年月日	明・大平 42・8・7	世帯主の氏名	内灘 太郎 続柄 本人

③ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差し引損失額のうち災害関連支出の金額
⑪ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	
	360,000 円	120,000 円	
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
	国民健康保険 国民年金	280,000 円 159,600 円	
	合計	439,600 円	
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
	40,000 円	120,000 円	
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	
	40,000 円	50,000 円	
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
	18,000 円	10,000 円	
⑯～⑰ 寡婦(寡夫)控除 勤労学生控除	⑯ <input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還)	⑰ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	
⑱ 障害者控除	フリガナ ウチナダ ジロウ 氏名 内灘 二郎 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	障害の程度 身体障害 3 級	
⑲～⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ ウチナダ ハナコ 氏名 内灘 花子 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	生年月日 明・大平 43・6・1 配偶者の合計所得金額 360,000 円 <input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)	
㉑ 扶養控除	フリガナ ウチナダ イチロウ 氏名 内灘 一郎 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	生年月日 明・大平 8・6・4 同居・別居の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 続柄 子	控除額 45 万円
	フリガナ ウチナダ ジロウ 氏名 内灘 二郎 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	生年月日 明・大平 14・3・21 同居・別居の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 続柄 子	控除額 33 万円
(扶養対象外)族の	フリガナ ウチナダ サクラコ 氏名 内灘 桜子 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	生年月日 平 16・10・23 同居・別居の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 続柄 子	
	フリガナ 氏名 個人番号	生年月日 平 同居・別居の区分 <input type="checkbox"/> 同居 続柄	
	フリガナ 氏名 個人番号	生年月日 平 同居・別居の区分 <input type="checkbox"/> 同居 続柄	
	別居の扶養親族等がある場合には、裏面 ㊦ に 氏名、個人番号及び住所を記入してください。	扶養控除額の合計	78

収入金額等	事業	営業等	ア		円
	農業	イ			
①	不動産	ウ		240,000	
	利子	エ			
	配当	オ			
	給与	カ		3,800,000	
	雑	公的年金等	キ		
	その他	ク			
	短期	ケ			
	長期	コ			
	一時	サ			
②	事業	営業等	①		
	農業	②			
	不動産	③		170,000	
	利子	④			
	配当	⑤			
	給与	⑥		2,500,000	
	雑	⑦			
	総合譲渡・一時	⑧			
	合計	⑨		2,670,000	
④ 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩			
	医療費控除	⑪		140,000	
	社会保険料控除	⑫		439,600	
	小規模企業共済等掛金控除	⑬			
	生命保険料控除	⑭		65,000	
	地震保険料控除	⑮		16,500	
	寡婦(寡夫)控除 勤労学生・障害者控	⑯～⑰		260,000	
	配偶者控除	⑱		330,000	
	配偶者特別控除	⑳			
	扶養控除	㉑		780,000	
	基礎控除	㉒		330,000	
	合計	㉓		2,361,100	

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。
 「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

前年所得のなかった方等が記入する欄 該当する番号を○で囲み必要事項を記入してください。

※4頁の記載例をご参照ください。

町民税・県民税申告書の書き方の説明

① 収入金額等

② 所得金額（平成30年1月1日から同年12月31日までの分について計算します。）

収入金額・・・前年中に収入することが確定した金額
 必要経費・・・前年中に収入を得るために要した費用
 専従者控除額・・・事業専従者欄の事業専従者控除額又は事業専従者給与額の合計
 所得金額・・・収入金額－必要経費－専従者控除（給与）額

家内労働者等の所得計算の特例

家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人が事業所得又は雑所得を有する場合、これらの必要経費の金額の合計額が65万円（注1）に満たないときは、65万円を次により事業所得又は雑所得に区分し、それぞれの金額（注2）を必要経費とします。

- （注）1 他に給与所得を有する場合には、65万円から給与所得控除額を控除した残額となります。
 2 事業所得又は公的年金等に係る雑所得以外の雑所得に係る総収入金額が限度となります。

① 営業等	製造業、建設業、販売業、飲食業、サービス業、外交員、集金人、大工などから生じる所得	
② 農業	農産物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜の育成などから生じる所得	
③ 不動産	地代、家賃、貸間代、アパート、土地家屋の権利金などの所得	
④ 利子	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配金などの所得	
⑤ 配当	株式の配当、出資の配当、協同組合などの剰余金の分配などによる所得	
⑥ 給与	給料、賃金などの所得（源泉徴収票を添付してください。） ※給与所得の計算については9頁をご覧ください。	
	給与所得者の特定支出控除を受けられる方へ 給与所得者が特定支出をした場合において、特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1を超えるとときは、その超える部分について給与所得控除後の金額より差し引かれます。	
⑦ 雑	公的年金等	年金、恩給などの公的年金等の所得（源泉徴収票を添付してください。） ※公的年金等に係る雑所得の計算については9頁をご覧ください。
	その他	互助年金、生命保険契約等に基づく年金、原稿料、講演料、放送謝金、シルバー人材センターからの分配金などの所得
⑧ 総合課税の譲渡	土地建物以外の資産（営業権、車両、ゴルフ会員権、機械器具など）の譲渡による所得 資産を取得した日以後、その資産の保有期間が5年以下の場合は短期譲渡所得、5年を超える場合は長期譲渡所得となります。	
一時	生命保険の満期返戻金、懸賞当選金などの一時的な所得	

◎前年所得がなかった方等が記入する欄について

下記の該当番号を○で囲み、必要事項を記入してください。

《記載例》

前年所得のなかった方等が記入する欄 該当する番号を○で囲み必要事項を記入してください。

① 下記の者に扶養されていた。（援助を受けていた。） 氏名 <u>内藤 一二三</u> 続柄 <u>父</u> 住所 <u>〇〇市△△町×丁目×番地</u>	④ 雇用保険を受給していた <u>29</u> 年 <u>12</u> 月退職 受給期間 <u>30</u> 年 <u>2</u> 月から <u>31</u> 年 <u>2</u> 月まで
② 学生であった。（学校名） <input type="checkbox"/> <u>大学</u> <u>31</u> 年 <u>3</u> 月卒業見込	⑤ 生活保護法による生活扶助を受けていた。 <u>29</u> 年 <u>8</u> 月から <u>—</u> 年 <u>—</u> 月まで
③ 遺族年金・障害年金等を受給していた。年間受給額 <u>650,000</u> 円	⑥ その他(昨年状況を具体的に記入してください) <u>受給中</u> <u>今までの貯えで生活していた。</u>

③ 所得から差し引かれる金額に関する事項

④ 所得から差し引かれる金額について

⑩雑損控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族（総所得金額等が38万円以下の方）が災害・盗難・横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合。 ※証明書等添付《控除額は9頁をご覧ください。》		
⑪医療費控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために医療費を支払った場合。 ※医療費控除の明細書等添付《控除額は9頁をご覧ください。》		
医療費控除の特例	あなたが健康の保持増進、疾病の予防への取組として「一定の取組」を行っている方で、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合。 ※セルフメディケーション税制の明細書等添付《控除額は9頁をご覧ください。》 なお、医療費控除と医療費控除の特例は、どちらか一方の控除しか選択できません。		
⑫社会保険料控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担すべき社会保険料（国民健康保険税、国民年金保険料、厚生年金保険料、介護保険料など）を、あなたが支払った場合。 ※領収書等提示（国民年金保険料は証明書等の添付が必要です。）		
⑬小規模企業共済等掛金控除	あなたが小規模企業共済制度に基づき支払った第1種共済契約の掛金、確定拠出年金法に基づく個人型・企業型年金加入者掛金や心身障害者扶養共済の掛金がある場合。※証明書等添付		
⑭生命保険料控除	あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする一般生命保険料、介護医療保険料、または個人年金保険料を支払った場合。《控除額は10頁をご覧ください。》※証明書添付		
⑮地震保険料控除	あなたが火災保険・損害保険契約等の地震損害部分について支払った保険料がある場合。短期損害保険料控除は廃止されましたが、長期損害保険契約に基づいて支払った保険料がある場合には、経過措置があります。《控除額は10頁をご覧ください。》※証明書添付		
⑯寡婦控除	①あなたが夫と死別・離婚した後再婚していない（または夫の生死が不明の）方で、扶養親族がある場合。《控除額は26万円》 ②あなたが夫と死別した後再婚していない（または夫の生死が不明の）方で、合計所得金額が500万円以下の場合。《控除額は26万円》 ③上記の①のうち、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の場合。（特別寡婦）《控除額は30万円》		
寡夫控除	あなたが妻と死別・離婚した後再婚していない（または妻の生死が不明の）方で、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の場合。《控除額は26万円》		
⑰勤労学生控除	あなたが学生・生徒で、合計所得金額が65万円以下（そのうち給与所得以外の所得が10万円以下）の場合。※学生証等の証明書提示（郵送時はコピーを添付）《控除額は26万円》		
⑱障害者控除	あなたや、あなたの同一生計配偶者、その他の扶養親族が障害者である場合。※手帳等提示 (1)障害者（身体障害者手帳の級別が3～6級の方、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2・3級の方、療育手帳の障害の程度がBの方など）《控除額は26万円》 (2)特別障害者（身体障害者手帳の級別が1・2級の方、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方、療育手帳の障害の程度がAの方など）《控除額は30万円》 (3)同居特別障害者（特別障害者であなたや配偶者、又はあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している方）《控除額は53万円》 ※障害者控除認定書などにより控除の対象となる場合があります。		
⑲配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合。（青色専従者、白色専従者、他の所得者の扶養親族を除く）《控除額は10頁をご覧ください。》		
同一生計配偶者（控除対象外）	あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下の方。同一生計配偶者の□に✓を記入してください。 ※非課税限度額の算定に用いられます。		
⑳配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の合計所得金額が380,001円以上1,230,000円以下の場合。（青色専従者、白色専従者を除く）《控除額は10頁をご覧ください。》		
㉑扶養控除	あなたと生計を一にする扶養親族のうち、合計所得金額が38万円以下の方がいる場合。（青色専従者、白色専従者、他の所得者の扶養親族を除く）		
	区 分	控除額 該 当 者	
	一 般	330,000円	昭和24年1月2日から平成8年1月1日までに生まれた方 平成12年1月2日から平成15年1月1日までに生まれた方
	老 人	380,000円	昭和24年1月1日以前に生まれた方（満70歳以上）
	特 定	450,000円	平成8年1月2日から平成12年1月1日までに生まれた方
	同居老親等	450,000円	老人扶養親族のうちあなたやあなたの配偶者の（祖）父母等で同居している方
16歳未満の扶養親族（控除対象外）	区 分	控除額 該 当 者	
	16歳未満の扶養親族	0円	平成15年1月2日以降に生まれた方
※非課税限度額の算定に用いられます。			

⑤ 給与・公的年金等に係る所得以外（平成31年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の町民税・県民税の納税方法

個人の住民税（町民税・県民税）の徴収方法には、普通徴収と特別徴収の2通りの方法があります。納税義務者に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合、その給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に対する住民税の徴収方法は、納税義務者が普通徴収の方法による徴収方法を希望する旨を申し出ない限り、給与所得に対する住民税と合算して特別徴収（給与の支払者が給与の支払の際に徴収する方法）によって徴収されますので、給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に対する住民税を給与から差し引かないことを希望する場合は、「自分で納付（普通徴収）」欄の□に✓してください。

なお、65歳以上の方の公的年金等に係る町民税・県民税所得割額及び均等割額については、原則、受給されている公的年金からの引き落とし（特別徴収）により徴収されます。

⑥ 給与所得の内訳

日給の大工、左官などの方、および源泉徴収をしていない事業所や日給制の職場で働いている方は、この欄に記入してください。

⑦ 事業・不動産所得に関する事項

事業所得は、申告書に記入する際、「営業等」及び「農業」の2つに区分して、収入金額や所得金額を記入することになっています。

会社等に勤めている場合を除き、独立して仕事をしているときは、その仕事の規模の大小を問わず、事業を行っているということがいえます。所得税法という事業とは、極めて広い意味をもっており、商工業はもちろん、農業や漁業を営んでいる人も、また医師や弁護士のような自由職業人も、すべて事業所得者とされます。

（注）給与所得者がたまたま本を出版したような場合には、通常その人は職業的な著述家ではないので、その出版によって得た所得は、事業所得ではなく雑所得として取り扱われます。

不動産所得は、土地や建物などの不動産、地上権や永小作権などの不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けなどによって生ずる所得をいいます。

⑧ 配当所得に関する事項

申告書の「所得の生ずる場所」欄には、株式の配当、出資の配当、剰余金の分配などと記入するとともに、配当金などの支払者の名称等を記入します。「収入金額」欄には、配当所得の収入金額を記入します。「必要経費等」欄には、株式を購入したり出資をしたりするために借り入れた負債に係る利子（有価証券の譲渡による所得に係るものを除きます。）を記入します。

ただし、上場株式等（大口保有上場株式（発行済株式総数の3%以上）を除く。）の配当等については、支払時に住民税が徴収されますので、申告する必要はありません。しかし、各種所得控除等の適用を受けるために、総合課税または申告分離課税を選択して申告することもできます。

⑨ 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

「種目・所得の生ずる場所」欄には恩給、年金、原稿料、印税、講演料、放送謝礼、非営業貸金利子、郵便年金、生命保険年金、シルバー人材センターからの配分金などと記入するとともに、原稿料、印税などの支払者（出版社など）、貸金の貸付先などの名称等を記入します。

⑩ 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

土地建物等以外の資産の譲渡所得・一時所得のある方はこの表に当てはめて計算してください。譲渡所得の特別控除は短期・長期合わせて50万円。ただし、譲渡益が50万円未満の場合はその譲渡益相当額とされます。譲渡所得の特別控除は、まず短期譲渡所得の譲渡益から差し引きます。

一時所得の特別控除額は50万円。ただし、総収入金額から支出した金額を控除した残額が50万円より少ない場合には、その残額に相当する額となります。

⑪ 事業専従者に関する事項

事業専従者控除額は、いずれか低いほうの金額です。

（イ）50万円（配偶者の場合は86万円）

（ロ）事業専従者控除額を差し引く前の所得金額÷（事業専従者の数+1）

12 別居の扶養親族等に関する事項

同居していない扶養親族等のある方は、その方の氏名と個人番号、住所を記入してください。

なお、別居の扶養親族等が日本国外に居住する場合（国外居住親族）には「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提示又は添付が必要です。（当該書類が外国語で作成されている場合には日本語の翻訳文も必要です。）

<親族関係書類>

○国外居住親族が日本国籍の場合：次の2種類の書類の添付又は提示が必要です。

(1) 国外居住親族が納税者の親族であることを証するもの（国又は地方公共団体が発行した書類）

(2) 国外居住親族の旅券（パスポート）の写し

○国外居住親族が外国籍の場合：国外居住親族が納税者の親族であることを証するもの（外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類）ただし国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居住の記載があるものに限ります。

<送金関係書類>

国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度行ったことを明らかにするもの（外国送金依頼書やクレジットカード利用明細書等）

13 事業税に関する事項

○事業税の非課税所得……………事業所得のうち、社会保険診療報酬、林業、鉱物掘採事業などの非課税所得のある人は、その所得金額（事業専従者控除額を差し引く前の金額）を記入してください。

○損益通算の特例適用前の……………事業税では、不動産所得の赤字の金額のうち土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分の金額についても、損益通算の対象となりますから、その金額を含めた所得金額を書いてください。

○事業用資産の譲渡損失など……………事業用資産を譲渡した場合に損失が生じた人および被災事業用資産の損失の繰越控除を受けようとする人は、その資産の種類と損失額を記入してください。

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は記入してください。

15 寄附金に関する事項

あなたが都道府県・市区町村、都道府県、市区町村の条例で指定された団体、および石川県共同募金会又は日本赤十字社石川県支部に対して2千円を超える寄附を行った場合、それぞれ該当する欄に記入してください。

○寄附金税額控除の計算方法

次のいずれかのうち低いほうの金額が控除されます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{① 次の1から4に掲げる寄附金の合計額} \\ \text{1. 都道府県、市区町村に対する寄附金} \\ \text{2. 住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金} \\ \text{3. 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進} \\ \text{に寄与する寄附金として住所地の都道府県又は市町村が条例で定めた} \\ \text{もの} \\ \text{4. 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与} \\ \text{する寄附金として住所地の都道府県又は市町村が条例で定めたもの} \\ \text{② 総所得金額等の合計額の30\%} \end{array} \right) - 2,000円 \times \begin{array}{l} \text{(県民税)} \\ 4\% \\ \text{(町民税)} \\ 6\% \end{array}$$

また、都道府県、市区町村に対する寄附金については以下の特例控除額が加算されます。

○特例控除額の計算方法

$$\left(\begin{array}{l} \text{都道府県、市区町村に対する} \\ \text{寄附金の額の合計額} \end{array} - 2,000円 \right) \times (90\% - \text{所得税限界税率} \times 1.021) \times \begin{array}{l} \text{(県民税)} \\ 2/5 \\ \text{(町民税)} \\ 3/5 \end{array}$$

※控除額は住民税所得割の20%が上限

※所得税限界税率とは、寄附者の所得税の税率のうち最も高いもの

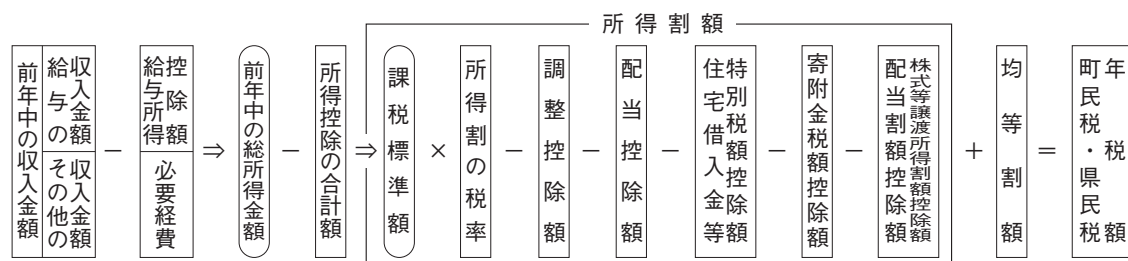
町民税・県民税の税額計算及び税について

町民税・県民税は、その年の賦課期日（1月1日）現在に内灘町に居住している方に対して、前年中（1月1日～12月31日）の所得を基に課税されます。

町民税・県民税には、所得にかかわらず一定の税額によって負担する『均等割』と、所得金額に応じて負担する『所得割』があります。

- ◎税率『均等割』町民税 年額3,500円
 県民税 年額2,000円（県民税均等割額のうち500円はいしかわ森林環境税です）
 『所得割』町民税 6%
 県民税 4%

◎計算方法 平成31年度の町民税・県民税は前年（平成30年中）の所得を基にして次のように計算します。



ただし、申告分離課税の所得がある方や特殊な税額計算が行われる方は、別の算出方法で計算されます。また、住宅借入金等特別控除については、税務課までお問い合わせください。

◎均等割も所得割も課税されない方（住民税非課税）

- (1) 賦課期日現在、生活保護法の規定により生活扶助を受けている方
- (2) 賦課期日現在、障害者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の方
- (3) 前年の合計所得金額が次の金額以下の方（内灘町の場合）
 - (ア) 扶養親族がいない方 28万円
 - (イ) 扶養親族がいる方 28万円×（同一生計配偶者+扶養親族数+1）+16万8千円

◇均等割非課税早見表

扶養人数	合計所得金額※	給与収入換算
0	280,000円以下	930,000円以下
1	728,000円以下	1,378,000円以下
2	1,008,000円以下	1,684,000円未満
3	1,288,000円以下	2,100,000円未満
4	1,568,000円以下	2,500,000円未満
5	1,848,000円以下	2,900,000円未満

◎所得割が課税されない方

前年の総所得金額等が次の金額以下の方

- (ア) 扶養親族がいない方 35万円
- (イ) 扶養親族がいる方 35万円×（同一生計配偶者+扶養親族数+1）+32万円

◇所得割非課税早見表

扶養人数	総所得金額等※	給与収入換算
0	350,000円以下	1,000,000円以下
1	1,020,000円以下	1,704,000円以下
2	1,370,000円以下	2,216,000円未満
3	1,720,000円以下	2,716,000円未満
4	2,070,000円以下	3,216,000円未満
5	2,420,000円以下	3,704,000円未満

※「合計所得金額」はすべての所得を合計した額で、「総所得金額等」は合計所得金額から純損失・雑損失の繰越控除を行った後の合計額です。いずれも扶養控除等の控除前の（給与所得控除後の金額）です。

1 収入金額等／所得金額に関する事項

(1) 給与所得の計算

A 給与等の収入金額

申告書の収入金額等の方に「A」の金額を転記してください。

Aの金額	給与所得	
～650,999円	0円	
651,000円 ～1,618,999円	A - 650,000円	_____円
1,619,000円 ～1,619,999円	969,000円	
1,620,000円 ～1,621,999円	970,000円	
1,622,000円 ～1,623,999円	972,000円	
1,624,000円 ～1,627,999円	974,000円	
1,628,000円 ～1,799,999円	A ÷ 4 (千円未満の端数切捨て)	B × 2.4 _____円
1,800,000円 ～3,599,999円	B	B × 2.8 - 180,000円 _____円
3,600,000円 ～6,599,999円		B × 3.2 - 540,000円 _____円
6,600,000円 ～9,999,999円	A × 0.9 - 1,200,000円	_____円
10,000,000円～	A - 2,200,000円	_____円

Aを上記の表にあてはめて計算し、算出された給与所得の金額を申告書の「所得金額」の⑥に転記してください。

2 所得控除に関する事項

⑩ 雑損控除額の計算

A	損害金額(合計)	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A - B (差引損失額)	円
D	申告書の⑨+退職所得金額+山林所得金額 ※1	円
E	D × 0.1	円
F	C - E	円
G	Cのうち災害関連支出の金額 ※2	円
H	G - 50,000円	円
I	FとHのいずれが多い方の金額	円
	雑損控除額	円

申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑩に「I」の金額を転記してください。

※1 ⑩の金額の計算で、申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算します。

※2 災害関連支出の金額とは、損失の金額のうち災害に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などのために支出した金額です。

(2) 公的年金等(雑所得)の計算

A 公的年金等の収入金額

申告書の収入金額等の方に「A」の金額を転記してください。

区分	Aの金額	公的年金等の雑所得
昭和二十九年一月一日以後に生まれた方	～700,000円	0円
	700,001円 ～1,299,999円	A - 700,000円 _____円
	1,300,000円 ～4,099,999円	A × 0.75 - 375,000円 _____円
	4,100,000円 ～7,699,999円	A × 0.85 - 785,000円 _____円
	7,700,000円～	A × 0.95 - 1,555,000円 _____円

区分	Aの金額	公的年金等の雑所得
昭和二十九年一月一日以前に生まれた方	～1,200,000円	0円
	1,200,001円 ～3,299,999円	A - 1,200,000円 _____円
	3,300,000円 ～4,099,999円	A × 0.75 - 375,000円 _____円
	4,100,000円 ～7,699,999円	A × 0.85 - 785,000円 _____円
	7,700,000円～	A × 0.95 - 1,555,000円 _____円

Aを上記の表にあてはめて計算し、算出された公的年金等に係る雑所得の金額を申告書の「所得金額」の⑦に転記してください(ただし、これ以外の雑所得がある場合にはその合計額を記します)

⑪ 医療費控除額の計算

下記の(ア)(イ)のいずれかを選択してください。

(ア) 医療費控除

A	支払った医療費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A - B	円
D	申告書の⑨+退職所得金額+山林所得金額 ※1	円
E	D × 0.05	円
F	100,000円とEのいずれか少ない方の金額	円
G	C - F	最高2,000,000円 円

(イ) 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

H	支払った特定一般医薬品等購入費	円
I	保険金などで補てんされる金額	円
J	H - I	円
K	J - 12,000円	最高88,000円 円

申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑪に「G」又は「K」の金額を転記してください。

なお、(イ)を選択した場合は、申告書の「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」を記入してください。

⑭ 生命保険料控除額の計算

A	新生命保険料の金額	円	①	Aの金額を計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	円
B	旧生命保険料の金額	円	②	Bの金額を計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	円
③	計(①+②)	円	C	②と③のいずれか大きい金額	円
D	介護医療保険料の金額	円	E	Dの金額を計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	円
F	新個人年金保険料の金額	円	③	Fの金額を計算式Ⅰに当てはめて計算した金額	円
G	旧個人年金保険料の金額	円	④	Gの金額を計算式Ⅱに当てはめて計算した金額	円
⑤	計(③+④)	円	H	④と⑤のいずれか大きい金額	円
I	C+E+H	円	「所得から差し引かれる金額」の⑭に「I」の金額を転記してください。		

計算式Ⅰ	A, D又はFの金額	控除額の計算式	計算式Ⅱ	B又はGの金額	控除額の計算式
	～12,000円	A, D又はFの金額		～15,000円	B又はGの金額
	12,001円～32,000円	A, D又はF×0.5+6,000円		15,001円～40,000円	B又はG×0.5+7,500円
	32,001円～56,000円	A, D又はF×0.25+14,000円		40,001円～70,000円	B又はG×0.25+17,500円
	56,001円～	28,000円		70,001円～	35,000円

※新生命保険料・介護医療保険料・新個人年金保険料…平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料
 ※旧生命保険料・旧個人年金保険料…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料

⑮ 地震保険料控除額の計算

A	地震保険料の金額(合計)	円	D 旧長期損害保険料	Bの金額	控除額	限度額
B	旧長期損害保険料の金額(合計)	円		～ 5,000円	Bの金額 円	最高 10,000円
C	地震保険料控除額=Aの金額の2分の1 (最高25,000円)			5,001円～15,000円	B×0.5+2,500円 円	
E	C+D	円	15,001円～	10,000円		

申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑮に「E」の金額を転記してください。

⑰ ⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除額の計算

配偶者の合計所得金額	円	あなたの合計所得金額	円
------------	---	------------	---

以下の表より、配偶者の合計所得金額とあなたの合計所得金額から控除額を算出してください。
 配偶者の合計所得金額が123万円超、又はあなたの合計所得金額が1,000万円超の場合は控除を受けることができません。

		あなたの合計所得金額			
		9,000,000円以下	9,000,001円～9,500,000円以下	9,500,001円～10,000,000円以下	
配偶者の合計所得金額	～380,000円	330,000円	220,000円	110,000円	配偶者控除
	昭和24年1月1日以前に生まれた方(老人配偶者控除)	380,000円	260,000円	130,000円	
配偶者の合計所得金額	380,001円～ 900,000円	330,000円	220,000円	110,000円	配偶者特別控除
	900,001円～ 950,000円	310,000円	210,000円	110,000円	
	950,001円～ 1,000,000円	260,000円	180,000円	90,000円	
	1,000,001円～ 1,050,000円	210,000円	140,000円	70,000円	
	1,050,001円～ 1,100,000円	160,000円	110,000円	60,000円	
	1,100,001円～ 1,150,000円	110,000円	80,000円	40,000円	
1,150,001円～ 1,200,000円	60,000円	40,000円	20,000円		
1,200,001円～ 1,230,000円	30,000円	20,000円	10,000円		
配偶者(特別)控除額				円	

申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑰又は⑱に転記してください。

この申告書の手引の内容は、現行の地方税法に基づいて説明してあります。
 地方税法の改正があった場合は税法改正に従い税額を計算します。